

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
県土マネジメント部土木工事検査要領 （用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。 (4) 本庁検査員 本庁検査員とは、本庁各課に所属する検査職員をいう。 (5) 本庁検査 本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、本庁契約及び当初設計金額5,000万円以上の機関契約を対象とする。 (6) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。 (8) 機関検査 機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、当初設計金額5,000万円未満の機関契約を対象とする。 附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。	県土マネジメント部土木工事検査要領 （用語の定義） 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (3) 本庁契約 本庁契約とは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」によらない契約をいう。 (4) 機関契約 機関契約とは、奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による「かいの契約締結に関する事務の委任」による契約をいう。 (5) 本庁検査員 本庁検査員とは、本庁関係課（室）に所属する検査職員をいう。 (6) 本庁検査 本庁検査とは、本庁検査員が行う検査をいい、本庁契約及び当初設計金額5,000万円以上の機関契約（機関契約における既済部分検査を除く）を対象とする。 (8) 機関検査 機関検査とは、機関検査員が行う検査をいい、当初設計金額5,000万円未満の機関契約及び当初設計額5,000万円以上の機関契約における既済部分検査を対象とする。 附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。	附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。 附 則 この要領は、平成31年3月18日から施行する。 附 則 この要領は、令和2年1月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年1月1日から施行する。
---	--